

防衛装備品及び技術の移転に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定

日本国政府及びフランス共和国政府（以下「両締約国政府」という。）は、

安全保障の分野において両締約国政府の間に存在する協力関係（防衛装備品に係る協力に関する委員会の設立を含む。）を考慮し、

二千十四年十二月二十四日に効力を生じた武器貿易条約を想起し、

二十十一年十月二十四日に効力を生じた情報の保護に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定を認識し、

「防衛装備品及び技術」とは、日本国については、二千十四年四月一日に日本国政府によって決定された防衛装備品及び技術の移転に関する三原則の対象となる防衛装備品及び技術をいい、また、フランスについては、フランス共和国の国防法における軍需品（これに相当するものを含む。以下同じ。）の輸出管理制度（特に、二千十二年六月二十七日付けの命令（その改正を含む。）における表であって、輸出前の許可の対象となる軍需品及び移転前の許可の対象となる国防に関する物品に係るもの）の適用を受ける防衛装備品及

び技術をいうことを考慮し、

国際的な共同研究、共同開発及び共同生産に参加することにより、防衛装備品及び技術の性能を改善し、並びにこれらの費用の上昇に対処することが、先進国の間で一般的になっているという事実を認識し、

両締約国政府が参加する防衛装備品及び技術の共同研究、共同開発及び共同生産が、それぞれの国の安全保障に資すること並びに日本国及びフランスの防衛産業の間の一層緊密な関係を促進することを希望し、

両締約国政府が参加する共同研究、共同開発及び共同生産に係る事業又は両締約国政府の間の安全保障及び防衛協力を強化するための事業を促進するため、防衛装備品及び技術の移転を規律すべき条件が定められる必要があることを認識して、

次のとおり協定した。

第一条

1 各締約国政府は、自国の関係法令及びこの協定の規定に従い、2の規定に従って決定される共同研究、共同開発及び共同生産に係る事業又は安全保障及び防衛協力の強化のための事業を実施するために必要な防衛装備品及び技術を他方の締約国政府の使用に供する。

2 共同研究、共同開発及び共同生産に係る個別の事業又は安全保障及び防衛協力の強化のための個別の事業は、両締約国政府により、商業的採算又はそれぞれの国の安全保障を含む各種の要素を考慮して決定され、外交上の経路を通じて確認される。

第二条

1 前条2の規定に従って決定される事業のために移転される防衛装備品及び技術を承認する機関として合同委員会を設置する。

2 合同委員会は、二の国別委員部で構成する。

日本国側委員部は、次の者で構成する。

防衛省の一の代表者

外務省の一の代表者

経済産業省の一の代表者

フランス側委員部は、次の者で構成する。

国防国家安全保障事務局の一の代表者

外交について責任を有する省の一の代表者

経済について責任を有する省の一の代表者

国防について責任を有する省の一の代表者

3 移転される防衛装備品及び技術を承認するために必要な関連情報は、外交上の経路を通じて国別委員部に伝達される。

4 移転される防衛装備品及び技術は、3の規定に従って伝達された関連情報に基づき、合同委員会により承認される。

5 各締約国政府は、自国の関係法令及び自国が締結している国際約束に従い、この協定の規定に従って移転される防衛装備品及び技術の輸出許可手続を実施する。

6 この協定を実施するため、特に、移転される防衛装備品及び技術、移転の当事者となる者並びに移転の詳細な条件を定める細目取極が、両締約国政府の権限のある当局の間で行われる。日本国政府の権限のある当局は、防衛省及び経済産業省とする。フランス共和国政府の権限のある当局は、国防について責任を有する省とする。

第三条

1 各締約国政府は、他方の締約国政府から移転された防衛装備品及び技術を、国際連合憲章の目的及び原則並びに細目取極において決定する他の目的に適合する方法で効果的に使用するものとし、いずれの一方の締約国政府も、当該防衛装備品及び技術を他の目的のため転用してはならない。

2 各締約国政府は、この協定に基づいて移転される防衛装備品及び技術に係る権原又は占有権を、他方の締約国政府の事前の同意を得ないで、自国政府の関係する職員若しくは委託を受けた者以外の者若しくは団体又は他の政府に移転してはならない。

第四条

各締約国政府は、自国の関係法令及び両締約国政府の間の他の適用可能な国際約束に従い、この協定に基づいて他方の締約国政府から移転される秘密情報を保護するための必要な措置をとる。

第五条

この協定及びこの協定に基づいて行われる全ての取極は、それぞれの国の関係法令及び予算に従って実施される。

第六条

この協定及びこの協定に基づいて行われる全ての取極の解釈又は適用に関するいかなる事項も、両締約国政府の間の協議によつてのみ解決されるものとする。

第七条

- 1 この協定は、この協定の効力発生のために必要なそれぞれの国内法上の手続が完了した旨の書面による通告を両締約国政府が外交上の経路を通じて受領した日に効力を生ずる。
- 2 この協定の改正は、両締約国政府の書面による同意により行われる。
- 3 この協定は、五年間効力を有し、一方の締約国政府が他方の締約国政府に対しこの協定を終了させる意思を九十日前に外交上の経路を通じて書面により通告しない限り、その効力は、毎年自動的に延長される。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千十五年三月十三日に東京で、ひとしく正文である日本語及びフランス語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

フランス共和国政府のために